

資料 1 – ②

法務省と市町村との
情報のやりとり等
について
(入管法第 6 1 条の
8 の 2 関係)
(法務省提供資料)

法務省と市町村との情報のやりとり等(入管法第61条の8の2関係)(1)

情報連携の概要(イメージ)



市町村

外国人住民の
住民票に反映

外国人住民の
住民票の記載、
削除又は記載
の修正

法務省通知
(住基法第30条の50)

上記通知を
正確に行う
ため

市町村通知
(入管法第61条の8の2)



法務省

氏名・生年月
日・性別・国籍
等の変更届出、
在留資格の変
更や在留期間
の更新 など

通知対象や
通知先の把握

通知の目的

法務省通知を行うべき外国人住民の範囲や通知先の市町村を正確に把握

法務省・市町村間の確実な情報連携

(参考) 平成21年6月18日衆議院総務委員会(抜粋)
(改正入管法第61条の8の2の目的について)

ご指摘の住民基本台帳法第30条の50と改正入管法61条の8の2の規定は対になっておるわけですが、61条の8の2の規定と申しますのは、法務大臣が外国人から届け出のあった氏名等の変更情報などを市区町村に通知するに当たりまして、その通知を行うべき外国人の範囲、あるいは通知先の市町村を正確に把握するためというものでございます。

(具体的な事例について)

外国人住民が出生、死亡したことにより外国人住民票を記載又は削除した場合にはその旨の情報を、あるいは行政区画の変更などがあった場合には変更後の住所情報をそれぞれ市町村から法務大臣に通知してもらうようなことを考えております。

法務省と市町村との情報のやりとり等（入管法第61条の8の2関係）（2）

届出に基づく住民票の記載等

外国人住民	住基法上の届出	
	適用条文	処理
中長期在留者・特別永住許可者	転入届（第30条の46）※	記載
	転出届（第24条）	消除
一時庇護許可者・仮滞在許可者	転入届（第22条）	記載
	転入届（第30条の46）	記載
	「中長期在留者等」となった場合の届出（第30条の47）	記載
	転居届（第23条）	修正
経過滞在者	転出届（第24条）	消除
	転入届（第22条）	記載
	転居届（第23条）	修正
	転出届（第24条）	消除

※再入国許可により出国し、(出国前の転出届等により)住民票が消除された状況で再入国した後に、再入国出国前と同じ住所で新規転入届が行われ、これに基づいて住民票が記載された場合

改正住基法施行日における住民票への移行等

異動事由	住基法適用条文	処理
附則第3条第1項の規定により作成した仮住民票が施行日において住民票になったとき	附則第4条第1項	記載
施行の際現に外国人住民であるが、仮住民票が作成されなかった者からの届出があったとき	附則第5条第1項	記載

市町村長の職権による住民票の記載等

住基法施行令上の職権記載等	
適用条文	処理
届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において届出がないことを知ったとき（第12条第1項） （例）実態調査により転入届がされていないことが判明して住民票が記載された場合	記載 消除 修正
戸籍に関する届書等の受理等を行い、又は他市町村から住基法第9条2項の規定による通知を受けたとき（第12条第2項第1号） （例）国籍取得等に基づき職権修正が行われた場合 死亡届、死亡報告、失踪届等に基づき職権消除が行われた場合 〔経過滞在者について〕 （例）出生届により経過滞在者に係る住民票が職権記載された場合 国籍喪失届により経過滞在者となった者に係る職権修正が行われた場合	記載 消除 修正
不服申立てについての決定等又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき（第12条第2項第6号〔6号ハを除く〕）	記載 消除 修正
行政区画等の変更等に伴い住所の表示の変更があったとき（第12条第2項第7号）	修正
住民基本台帳に脱漏、誤載があり、又は住民票に誤記、記載漏れがあることを知ったとき（第12条第3項）	記載 消除 修正

市町村通知を要しない場面

- 世帯変更届又は外国人間の続柄の変更届又は職権に基づく世帯事項に関する住民票の記載の修正
- 各種被保険者資格又は児童手当受給資格の得喪に関する住民票の記載の修正
- 法務省通知に基づく住民票の消除・修正

法務省と市町村との情報のやりとり等(入管法第61条の8の2関係)(3)

市町村通知に含まれる情報

個人を特定する情報

氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域, (旧)住所,
在留カード番号・特別永住者証明書番号

新住所情報

(住所の変更を伴わない場合は不要)

住民票の異動に関する情報

〔届出に基づく異動〕

・届出年月日, 異動事実・異動事由

【異動事実】記載/消除/修正
【異動事由】転入/転居/
転出(国内・国外)

〔職権処理に基づく異動〕

・処理年月日, 異動事実・異動事由

【異動事実】記載/消除/修正
【異動事由】職権記載/職権消除/
職権修正(住基法施行令条文番号)

その他の情報

〔事由発生日〕

- ・転出予定年月日
- ・死亡年月日
- ・国籍喪失年月日, 国籍取得年月日

入管法第19条の7等又は入管特例法第10条の届出があった時に通知すべき情報

個人を特定する情報

氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域, (旧)住所,
在留カード番号・特別永住者証明書番号

異動を示す情報

- ・異動事由 【異動事由】
「転入」又は「転居」
- ・届出年月日
- ・転入又は転居年月日

新住所情報